

定期健康診断等における尿検査（尿蛋白）、心電図検査、貧血検査の現状（概要）

●尿蛋白検査

- ・ 雇い入れ時の一般健康診断、定期健康診断ともに年齢に関わりなく必須項目である。
- ・ 有所見率（定期健康診断結果調）は平成 2 年の 1.8 %から平成 26 年の 4.2 %と増加している。
- ・ 腎・尿路疾患のスクリーニングであるとしている。（労働省労働衛生課編「一般健康診断ハンドブック」）

●心電図検査

- ・ 標準的な検査法は、安静時の標準 12 誘導心電図を記録するものである。
- ・ 有所見率は平成 2 年の 6.2 %から平成 26 年の 9.7 %と増加している。
- ・ 雇い入れ時の健康診断においては必須項目、定期健康診断においては 40 歳未満の者（35 歳を除く。）については、医師が必要でないと認めるときは省略可とされている。
- ・ 平成元年基発 462 号において、不整脈、虚血性心疾患、高血圧に伴う心臓の異常等を把握するために行うものであるとしている。

●貧血検査

- ・ 血色素量および赤血球数の検査である。
- ・ 雇い入れ時の健康診断においては必須項目、定期健康診断においては 40 歳未満の者（35 歳を除く。）については、医師が必要でないと認めるときは省略可とされている。
- ・ 平成 2 年の 4.2 %から平成 26 年の 7.4 %と増加している。
- ・ 平成元年基発 462 号において、高齢期に増加する貧血や食行動の偏りによる貧血を把握するために行うものであるとしている。

労働者死傷者数及び脳・心臓疾患労災支給決定件数における年齢別比較

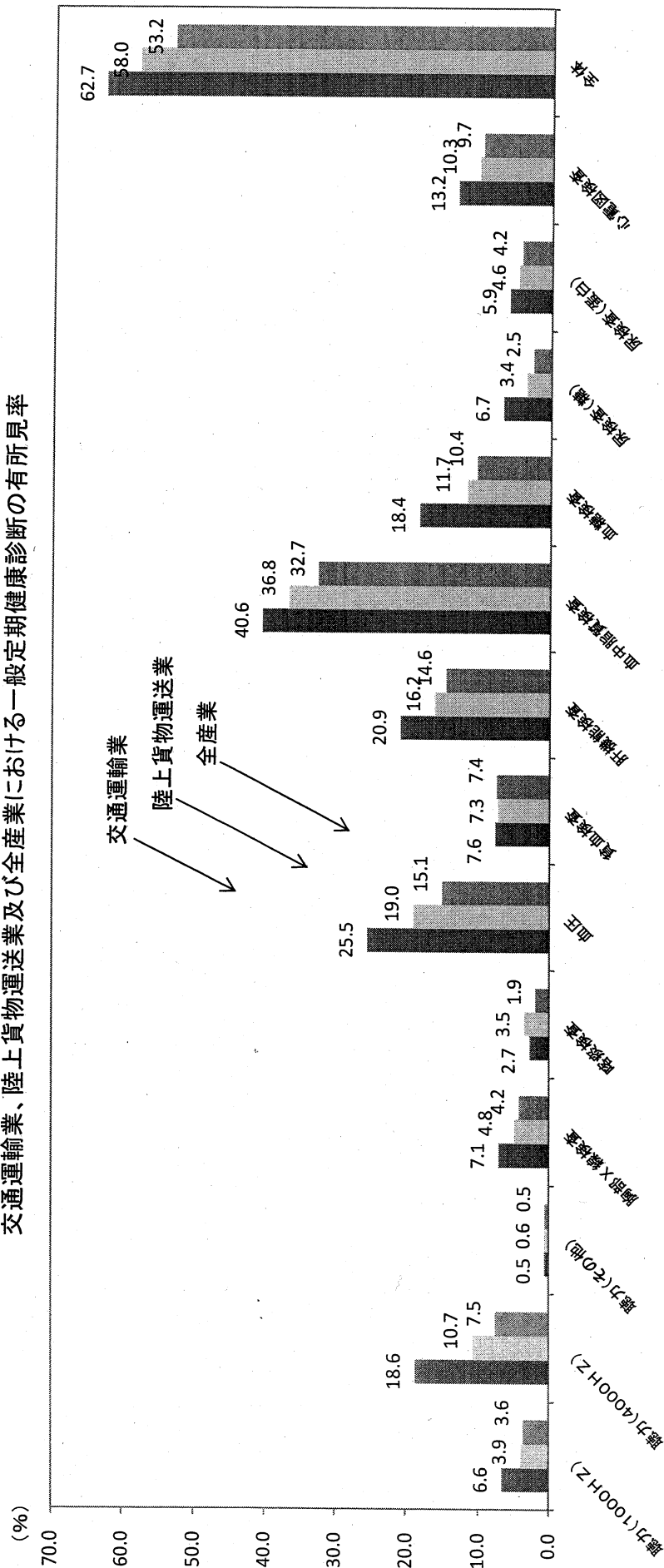
(人)

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40歳～49歳	50～59歳	60歳以上	計
全死傷者数(平成26年度)	2,811 (2%)	15,395 (13%)	20,051 (17%)	26,653 (22%)	27,523 (23%)	27,102 (23%)	119,535 (100%)
脳・心臓疾患労災支給決定件数 (平成26年度)	0 (0%)	7 (3%)	39 (14%)	93 (34%)	111 (40%)	27 (10%)	277 (100%)

資料出所： 1 厚生労働省「平成26年労働者死傷病報告調べ(休業4日以上)」による。
2 厚生労働省「平成26年度職業病認定対策室調べ」による。

※ 休業4日以上

交通運輸業、陸上貨物運送業及び全産業における一般定期健康診断の有所見率



(注) 1 厚生労働省「定期健康診断結果調べ」による。
 2 交通運輸業は、鉄道業、道路旅客、その他の運輸交通。
 3 陸上貨物運送業は、道路貨物運送、陸上貨物取扱。

職業別、平均年齢及び脳・心臓疾患労災補償状況

	総数(職業大分類)	A 管理的職業従事者	B 専門的・技術的職業従事者	C 事務従事者	D 販売従事者	E サービス職業従事者	H 生産工程従事者	I 輸送・機械運転従事者	J 建設・採掘従事者	K 運搬・清掃・包装等従事者	F 保安職業従事者、G 農林漁業従事者及びL分類不能の職業
平均年齢	44.0	58.3	41.8	44.1	42.1	42.2	43.2	48.8	45.0	48.8	44.1
脳・心臓疾患の労災補償状況(平成26年度職種別支給決定件数)	277	37	44	15	26	30	14	88	11	3	9

平均年齢 資料出所：平成22年国勢調査（総務省統計局）

定期健康診断等に関する法令等について

1. 労働安全衛生規則（抄）

（定期健康診断）

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査

2 第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

2. 厚生労働省告示

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

（上欄）

（下欄）

項目	省略することができる者
身長検査	二十歳以上の者
腹囲検査	一 四十歳未満の者（三十五歳の者を除く。） 二 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの 三 BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が二十未満である者 $\text{BMI} = \text{体重}(\text{kg}) / \text{身長}(\text{m})^2$ 四 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが二十未満である者に限る。）
胸部エックス線検査	四十歳未満の者（二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の者を除く。）で、次のいずれにも該当しないもの 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十二条第一項第一号に掲げる者 二 じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第八条第一項第一号又は第三号に掲げる者
喀痰（かくたん）検査	一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 三 胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	四十歳未満の者（三十五歳の者を除く。）

定期健康診断項目における医師が必要でないと認める省略について

(血液検査)

定期健康診断においては、34 歳以下の者と 36 歳～39 歳の者については、医師が必要でないと認めるときは省略できることとされているが、この省略に際しては、個々の労働者の健康状況の経時的な変化、自・他覚症状等を勘案しながら判断することが大切である。

(抜粋：これからの健康診断「一般健康診断ハンドブック」労働省労働衛生課編)

(自覚症状および他覚症状の有無の検査とは)

雇入時および定期健康診断の項目に「自覚症状および他覚症状の有無の検査」がある(労働安全衛生規則第 43 条第 2 号、第 44 条第 1 項第 2 号)。

具体的な項目については、省令では示されていないが、雇入時健康診断では「当該労働者が就業を予定される業務に応じて必要とする身体特性を把握するための感覚器、呼吸器、消化器、神経系、皮膚および運動機能の検査が含まれ、その検査項目の選定は当該労働者の性、年齢、既往歴、問視診等を通じての所見などもあわせて医師の判断にゆだねられるものである。」との考え方が示されている。また、定期健康診断では、自覚症状の検査について、「最近において受診者本人が自覚する事項を中心に聴取することとし、この際本人の業務に関連が強いと医学的に想定されるものをあわせて行うものとする。」、他覚症状の検査について、「受診者本人の訴えおよび問視診に基づき異常の疑いのある事項を中心として医師の判断により検査項目を選定して行うこと。なお、この際医師が本人の業務に関連が強いと判断した事項をあわせ行うものとする。」との考え方が示されている。

こうした意味で自覚症状および他覚症状の有無の検査の具体的な内容については、当該健康診断を行なう医師にゆだねられている。

(抜粋：これからの健康診断「一般健康診断ハンドブック」労働省労働衛生課編)

労働安全衛生法に基づく定期健康診断

対象者	常時使用する労働者 注) 特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)においては、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者 ※
健康診断項目	① 既往歴及び業務歴の調査 ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査 ⑤ 血圧の測定 ⑥ 貧血検査(血色素量、赤血球数) ⑦ 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ⑧ 血中脂質検査(LDL・HDLコレステロール、TG) ⑨ 血糖検査 ⑩ 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) ⑪ 心電図検査 注) ④について、雇入れ時健康診断においては、胸部エックス線検査のみとなっている。

※当学勵安會衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務

※労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務

イ 多量の高温物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
ホ 二土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
ヘ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
ト 比重物の取扱い等重激な業務
チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
リ 坑内における業務
ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硫酸、硝酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
カ その他厚生労働大臣が定める業務

労働安全衛生法に基づく定期健康診断項目の変遷

昭和47年(1972)年労働省令	平成元(1989)年労働省令	平成10年(1998)年労働省令	平成19(2007)年厚生労働省令
既往歴及び業務歴の調査	既往歴及び業務歴の調査	既往歴及び業務歴の調査	既往歴及び業務歴の調査
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身長、体重、視力及び聴力の検査	身長、体重、視力及び聴力の検査	身長、体重、視力及び聴力の検査	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
胸部エックス線検査及び喀痰検査	胸部エックス線検査及び喀痰検査	胸部エックス線検査及び喀痰検査	胸部エックス線検査及び喀痰検査
血圧の測定	血圧の測定	血圧の測定	血圧の測定
	貧血検査(Hb、RBC)	貧血検査(Hb、RBC)	貧血検査(Hb、RBC)
	肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)	肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)	肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
	血中脂質検査(TC、TG)	血中脂質検査(TC、HDL、TG)	血中脂質検査(LDL、HDL、TG)
		血糖検査	血糖検査
尿中の糖及び蛋白の有無の検査	尿検査(糖、蛋白の有無)	尿検査(糖、蛋白の有無)	尿検査(糖、蛋白の有無)
	心電図検査	心電図検査	心電図検査

年齢別の定期健康診断等の項目

○必須、△医師が必要でないと認めるときは省略可

	雇入時健康診断	定期健康診断						
		20歳未満	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳以上	
既往歴及び業務歴の調査	○	○	○	○	○	○	○	
自覚症状・他覚症状の有無の検査								
体重、視力、聴力の検査								
血圧の測定								
身長検査	○	○	△	△	△	△	△	△
腹囲の検査(注1)	○	△	△	△	△	△	△	○
胸部エックス線検査(注2)	○	△	○	△	○	△	△	○
喀痰検査(注3)								
尿検査(尿糖、尿蛋白)	○	○	○	○	○	○	○	○
肝機能検査								
血中脂質検査								
血糖検査	○	△	△	△	△	△	△	○
貧血検査								
心電図検査								

(年齢以外に省略できるもの)

注1 ○妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断されたもの

○BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が二十未満である者
BMI=体重(kg)÷身長(m)²

○自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが二十二未満である者に限る。)

注2 四十歳未満の者(二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の者を除く。)で、次のいずれにも該当しないもの
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十二条第一項第一号に掲げる者
○じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第八条第一項第一号又は第三号に掲げる者

注3 ○胸部エックス線検査によって病変の発見されない者

○胸部エックス線によって結核発病のおそれがないと診断された者

○四十歳未満の者(二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の者を除く。)で、次のいずれにも該当しないもの
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十二条第一項第一号に掲げる者

・じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第八条第一項第一号又は第三号に掲げる者

定期健康診断項目の診療報酬点数

定期健康診断の項目		診療報酬点数
1	既往歴及び業務歴の調査	該当なし(初診料等、基本診療料に含まれる。) 初診料282点、再診料72点、外来診療料73点
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
3	身長、体重、腹囲、	
4	血圧の測定	
5	聴力	
6	視力	
7	胸部エックス線検査及び	(アナログ60点/デジタル68点)判断料85点
8	喀痰検査	190点
9	尿検査(糖、蛋白の有無)	○尿糖 ○尿蛋白 26点(判断料含む)
10	心電図検査	○心電図(130点)
11	(採血料)	25点
12	貧血検査(Hb、RBC)	<div> <div>○RBC、○Hb (「末梢血液一般検査21点」に含む)</div> <div data-kind="parent" data-rs="2">血液学的検査判断料125点</div> </div>
13	血糖検査	(○HbA1c(49点)にて代替可)
14	肝機能検査 (GOT、GPT、γ-GTP)	<div> <div>○GOT17点※ ○GPT17点※ ○γ-GTP11点※</div> <div data-kind="parent" data-rs="3">生化学的検査(Ⅰ)判断料144点</div> </div>
15	血中脂質検査 (LDL、HDL、TG)	<div> <div>○LDL(18点)※ ○HDL(17点)※ ○TG(11点)※</div> <div data-kind="ghost"></div> </div>
16	血糖検査	○空腹時血糖(11点)※
※現行は健診項目でないもの		
17	クレアチニン	○クレアチニン11点※
18	血中脂質検査	○TC17点※

※印の項目は実施数に応じて診療報酬点数が決まっている。

5～7項目	93点
8～9項目	99点
10項目以上	115点

年齢別の定期健康診断等の診療報酬点数(必須項目のみの場合)

健康診断	点数	差の出る理由
雇い入れ時健康診断 (喀痰以外の項目)	991点～1048点	・血糖かHbA1cか ・X線がアナログ撮影か デジタル撮影か
35歳、40歳以上 (身長以外の項目)	991点～1238点	・血糖かHbA1cか ・X線がアナログ撮影か デジタル撮影か ・喀痰検査を実施するか否か
20歳、25歳、30歳 (問診、X線、喀痰、尿検査) ※血液検査なし	453点～651点	・X線がアナログ撮影か デジタル撮影か ・喀痰検査を実施するか否か
上記以外 (問診、尿検査) ※血液検査、X線、喀痰なし	308点	-

二次健康診断等給付について

二次健康診断等給付は、労働安全衛生法の規定による定期健康診断等のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」という。）において、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された人に対して、脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断及び脳・心臓疾患の発症の予防を図るための医師等による特定保健指導を受診者の負担なく受けることができる労災保険制度の保険給付です。

1. 二次健康診断等給付を受けるための要件

二次健康診断等給付は、一次健康診断の結果において、①血圧の測定、②血中脂質検査、③血糖検査、④腹囲の検査又は BMI（肥満度）の測定、のすべての検査項目について異常の所見があると診断された場合に1年度内に1回のみ受けることができます。

ただし、①から④の検査項目において異常なしと診断された場合であっても、所属する事業所に選任されている産業医等が、当該検査を受けた労働者の就業環境等を総合的に勘案し異常の所見が認められると診断した場合には、産業医等の意見を優先し、当該検査項目については異常の所見があるものとすることができます。

なお、労災保険制度に特別加入されている方及びすでに医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断されている人は対象外となります。

2. 二次健康診断等給付の内容

二次健康診断及び特定保健指導の内容は次の通りです。

(1) 二次健康診断

- (a) 空腹時血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査）
- (b) 空腹時血糖値検査（空腹時の血中グルコース量の検査）
- (c) ヘモグロビン A_{1c} 検査（一次健康診断において行った場合は除く。）
- (d) 負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）
- (e) 頸部超音波検査（頸部エコー検査）
- (f) 微量アルブミン尿検査（一次健康診断において尿中の蛋白の有無の検査において疑陽性(±)又は弱陽性(+)の所見があると診断された場合に限る。）

(2) 特定保健指導

栄養指導、運動指導、生活指導

3. 問い合わせ先

都道府県労働局、労働基準監督署

特定健康診査

対象者	実施年度中に40～75歳に達する加入者（被保険者・被扶養者） 実施年度を通じて加入している（年度途中に加入・脱退がない）者 除外規定（妊産婦・刑務所服役中・長期入院・海外在住等）に該当しない者 ※年度途中に75歳に達する加入者は、75歳に到達するまでの間が対象
基本的な 健診の 項目	○ 質問票（服薬歴、喫煙歴 等） ○ 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲） ○ 理学的検査（身体診察） ○ 血圧測定 ○ 血液検査 ・ 脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） ・ 血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c） 注）摂食時はHbA1c ・ 肝機能検査（GOT、GPT、γ -GTP） ○ 検尿（尿糖、尿蛋白）
詳細な 健診の 項目	○ 心電図検査 ○ 眼底検査 ○ 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値） 注）一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施

特定健康診査の「詳細な健診」項目について

以下の判定基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施する（基準に該当した者すべてに対して当該健診を実施することは適当ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある）。その際、健診機関の医師は、当該健診を必要と判断した理由を医療保険者へ示すとともに、受診者に説明すること。

なお、他の医療機関において実施された最近の検査結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の疾患により医療機関において管理されている者については、必ずしも詳細な健診を行う必要はなく、現在の症状等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある。また、健康診査の結果から、直ちに医療機関を受診する必要があると判断された者については、確実な受診勧奨を行い、医療機関において、診療報酬により必要な検査を実施する。

(1) 12 誘導心電図

前年の健診結果等において、①血糖高値、②脂質異常、③血圧高値、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(2) 眼底検査

前年の健診結果等において、①血糖高値、②脂質異常、③血圧高値、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(3) 貧血検査

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

【判定基準】

① 糖高値	a 空腹時血糖	100mg/dL 以上 又は
	b HbA1c (NGSP)	5.6%以上
② 質異常	a 中性脂肪	150mg/dL 以上 又は
	b HDLコレステロール	40mg/dL 未満
③ 圧高値	a 収縮期血圧	130mmHg 以上 又は
	b 拡張期血圧	85mmHg 以上
④ 肥満	a 腹囲 男性85cm 以上、女性90cm 以上 又は	
	b BMI $\geq$ 25kg/m ²	

資料出所：標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】厚生労働省HP